

1 基準指数 【基準指数及び調整指数は、保育利用希望申込締切日もしくは市が指定した不足書類提出期限日を基準日とする】

番号	保護者の状況		細目				指数		
							父	母	
1	居宅外労働 (外勤、自営)		月20日以上	1日8時間以上の就労を常態		10	10		
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態		9	9		
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態		8	8		
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態		9	9		
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態		8	8		
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態		7	7		
月12日以上		1日6時間以上の就労を常態		5	5				
月8日以上		1日9時間以上の就労を常態		4	4				
		上記以外の外勤・自営及び内定				3	3		
2	居宅内労働 (自営)		月20日以上	1日8時間以上の就労を常態		10	10		
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態		9	9		
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態		8	8		
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態		9	9		
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態		8	8		
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態		7	7		
	月12日以上		1日6時間以上の就労を常態		5	5			
	月8日以上		1日9時間以上の就労を常態		4	4			
			上記以外の自営及び内定				3	3	
	内職		月20日以上	1日8時間以上の就労を常態		6	6		
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態		5	5		
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態		4	4		
月16日以上			1日8時間以上の就労を常態		5	5			
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態		4	4			
			1日4時間以上7時間未満の就労を常態		3	3			
月12日以上		1日6時間以上の就労を常態		2	2				
		上記以外の内職及び内定				1	1		
3	妊娠・出産		出産予定日の2か月前から出産後2か月切迫流産は「疾病」とする				8	8	
4	規則第1条第3号に該当する場合で疾病	長期入院		概ね1か月以上の入院		10	10		
		自宅療養	常時臥床		疾病のため、常時臥床		10	10	
			長期療養		医師から1か月以上の安静加療を指示されている		8	8	
			一般療養		病床で過ごさないが、概ね1か月以上の自宅療養を指示されている。		6	6	
	規則第1条第3号に該当する場合で心身障害		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	障害年金	—	—	
			1級、2級	①、A	1級	1級	10	10	
		3級	B	2級	2級	8	8		
		4級	C	3級	3級	6	6		
5	規則第1条第4号に該当する場合		介護に要する時間	病院等居宅外での介護		1日7時間以上		10	10
						1日6時間以上7時間未満		9	9
						1日4時間以上6時間未満		8	8
			居宅内介護（通院等の介護を含む）		1日7時間以上		9	9	
					1日6時間以上7時間未満		8	8	
					1日4時間以上6時間未満		7	7	
6	規則第1条第5号に該当する場合		火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている場合、居宅外労働の基準を適用						
7	規則第1条第6号に該当する場合		求職のため保育の必要性が認められる				1	1	
8	規則第1条第7号に該当する場合		通学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に居宅外労働の基準を適用						
9	規則第1条第8号に該当する場合		虐待やDVの恐れがあり社会的養護が必要と認められる場合 児童の状況により最優先とする						
10	その他特例承認		上記に類する状態で、児童福祉の観点から保育の必要性が認められる						

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)
 2 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。
 3 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。なお、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児短時間勤務を利用している場合、契約上の勤務時間(育児短時間取得前の勤務時間)で指数を決定する。
 4 就労時間には、通勤時間は含まず、2時間以内の休憩時間を含める。
 5 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

2 調整指数

加算指数	家庭状況	ひとり親世帯	父母のどちらかが不存在（死亡、離婚、未婚など）※1	20
			父母の両方が不存在（死亡など）	22
	所得状況	低所得世帯	生活保護世帯のうち保護者の就労により自立が見込まれる場合※2	
			生活保護世帯	2
			生活保護基準程度の収入で生計を維持している世帯	1
	就労状況	生計中心者の失業	生計中心者が、本人の意思によらぬ失業等により求職活動等を行っている場合	1
			育児休業	育児休業前に保育施設を利用しており、施設の利用を再度希望する場合
		市内の保育士・学童支援員	市内の認可保育施設で保育士・学童保育室で学童支援員として勤務している又は勤務することが内定している場合	4
			市外の保育士・学童支援員	市外の保育施設で保育士として月20日以上1日6時間以上勤務している場合 市外の学童保育室で学童保育支援員として月20日以上1日5時間30分以上勤務している場合
	児童の状況	障がい	利用申込児童が障がいを有する場合※3	1
認可外保育施設の利用			規則第1条第1号に該当する場合であって、利用申込児童が認可外施設等に有料で1ヵ月以上前から、週4日以上かつ1日4時間以上の預託をしているとき。（所定の証明書の提出必要）※4	1
兄弟姉妹の状況	同一施設希望	兄弟姉妹が利用する保育施設と同一施設の利用を希望する場合	2	
		兄弟姉妹が同時に同一の保育施設の利用を希望する場合	1	
	別の施設に通所中	現在、別々の保育施設を利用している兄弟姉妹で、第一希望を兄弟姉妹が利用している保育施設としている場合	2	
小規模保育等	小規模等卒園児	小規模保育事業等の卒園児（2歳児）が、連携施設に空きがないため、連携施設に入所ができない場合	30	
世帯の状況	多子世帯、多胎児	申込児童が第3子以降の場合、もしくは多胎児が同時に保育施設の利用を希望する場合	1	
減算指数	世帯の状況	同居祖父母等	同居している65歳未満の親族、その他の者が無職の場合や月64時間以上の就労等に該当しない場合（証明できる書類が提出できない場合）	該当者 ×-2
	自営・内職状況	自営等	勤務形態が自営や経営者が自身又は親族である場合で、仕事内容・実績がわかる書類を提出できない場合※5	-2
		内職月収	月額1万円以下の場合	-1
保育料等滞納	滞納世帯	保育施設、学童保育室の利用者負担金が滞納となっている世帯で、納付の督促等に対し、誠意ある対応が見られない場合	滞納月 ×-1	

※1 離婚調停中又は離婚裁判中も含む。ただし、保育料は両親の税額を合算するものとする

※2 居住地から継続して通所可能な範囲の保育施設に入所できるよう最大限考慮する

※3 集団保育が可能な児童で、身体障害者手帳又は療育手帳もしくは医師の証明により、障がいを有することが確認できる児童

※4 「認可外施設等」については、認可外保育施設のほか幼稚園・認定こども園幼稚園部分（保育時間の延長や預かり保育を利用していること）及び公立保育所・認可保育園での一時預かり事業を含む。また複数の施設の利用を合算して条件を満たす場合は該当とする。

※5 自営等について、「仕事内容・実績がわかる書類」を確認した結果、仕事内容・実績がない場合には、該当とする

3 同一ランクで順位を判定する際の基本的考え方

順位	項目	考え方
1	ひとり親世帯等	同居者に18歳以上の親族がいないひとり親世帯等についてランク内で優先とする（同居者には別世帯でも、同一敷地内等で生計を一にしている者を含む） 1 両親不在世帯 2 母子、父子世帯
2	低所得世帯	生活保護基準程度の収入で生計を維持している世帯で、生活の自立支援のため、保育の実施が必要と認められる場合
3	生計中心者の失業	生計中心者が、本人の意思によらぬ失業等により求職活動等を行っている場合は、 <u>他の求職者</u> より優先とする
4	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が利用する保育施設と同一施設の利用を希望する場合
5	勤務場所	保護者の勤務場所等が居宅外の者
6	勤務時間	1月の就業規則等における勤務時間の多い者
7	通勤等移動時間	通勤等に係る移動時間の多い者
8	勤務実績	現在の勤務先の就労期間が長期の者

4 その他

吉川市在住者（入所までに転入を予定している者を含む）を優先とする。